

千歳市下水排除基準

項 目			特定事業場		非特定事業場
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
生活環境項目など	温度	45 度未満			
	水素イオン濃度(pH)	水素指数5を超え9未満			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 ミリグラム／リットル未満			
	浮遊物質(SS)	600 ミリグラム／リットル未満			
	沃素消費量	220 ミリグラム／リットル以下			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 ミリグラム／リットル以下		
		動植物油脂類含有量	30 ミリグラム／リットル以下		
	フェノール類	5 ミリグラム／リットル以下			
	銅及びその化合物	3 ミリグラム／リットル以下			
	亜鉛及びその化合物	2 ミリグラム／リットル以下			
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 ミリグラム／リットル以下			
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 ミリグラム／リットル以下			
	クロム及びその化合物	2 ミリグラム／リットル以下			
	カドミウム及びその化合物	0.03 ミリグラム／リットル以下			
健康項目	シアン化合物	1 ミリグラム／リットル以下			
	有機磷化合物	1 ミリグラム／リットル以下			
	鉛及びその化合物	0.1 ミリグラム／リットル以下			
	六価クロム化合物	0.2 ミリグラム／リットル以下			
	砒素及びその化合物	0.1 ミリグラム／リットル以下			
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 ミリグラム／リットル以下			
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。			
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 ミリグラム／リットル以下			
	トリクロロエチレン	0.1 ミリグラム／リットル以下			
	テトラクロロエチレン	0.1 ミリグラム／リットル以下			
	ジクロロメタン	0.2 ミリグラム／リットル以下			
	四塩化炭素	0.02 ミリグラム／リットル以下			
	1,2-ジクロロエタン	0.04 ミリグラム／リットル以下			
	1,1-ジクロロエチレン	1 ミリグラム／リットル以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 ミリグラム／リットル以下			
	1,1,1-トリクロロエタン	3 ミリグラム／リットル以下			
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 ミリグラム／リットル以下			
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 ミリグラム／リットル以下			
	チウラム	0.06 ミリグラム／リットル以下			
	シマジン	0.03 ミリグラム／リットル以下			
	チオベンカルブ	0.2 ミリグラム／リットル以下			
	ベンゼン	0.1 ミリグラム／リットル以下			
	セレン及びその化合物	0.1 ミリグラム／リットル以下			
	ホウ素及びその化合物	10 ミリグラム／リットル以下			
	ふっ素及びその化合物	8 ミリグラム／リットル以下			
	1,4-ジオキサン	0.5 ミリグラム／リットル以下			

- 部分の基準を超える下水を排除した場合、直ちに処罰されることがあります。(直罰基準)
- 部分の基準値に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。